

第 30 回宮古市農業委員会
総 会 議 事 録

宮古市農業委員会

第30回宮古市農業委員会総会議事録

令和5年10月25日、第30回総会は市役所2-1会議室に招集された。

1. 開会日時 令和5年10月25日(水)午後1時30分
2. 閉会日時 令和5年10月25日(水)午後2時02分

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員 8名)

3番 竹野 牧子 委員	4番 山崎 安人 委員	5番 中野 正隆 委員
6番 福士 永輝 委員	7番 去石 徹 委員	8番 畠山 一伸 委員
9番 阿部 剛夫 委員	10番 飛澤 教男 委員	

4. 欠席した委員は次のとおりである。(欠席委員1名)
2番 古舘 秀巳 委員

5. 事務局出席者は次のとおりである。

事務局長 佐々木 俊彦
次 長 小野寺 泉
農地利用最適化事務専門員 山桑 成美

6. 会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員及び書記の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告第2号 畑地化促進事業の要件確認に係る意見について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第2号 農地法の適用外証明願いについて
議案第3号 宮古市農用地利用集積計画を定めることについて

— 午後1時30分 開会 —

議長
(飛澤教男会長)

定刻となりました。
本日は、2番古舘委員から欠席の連絡がありました。
現在、委員9名中8名の出席です。
宮古市農業委員会会議規程第11条の定足数に達しておりますので、これより第30回宮古市農業委員会総会を開会いたします。

議長

次に、「宮古市農業委員会憲章10番」を朗読いたします。
憲章を読み上げますので復唱願います。

(宮古市農業委員会憲章10番朗読)

議長

ありがとうございます。
それでは、日程第1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。
お諮りいたします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第13条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議事録署名委員には8番畠山委員と9番阿部委員を、書記には事務局の小野寺次長を指名いたします。

議長
(報告第1号)

次に、日程第2、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」を事務局より報告願います。小野寺次長。

小野寺次長

議案書の1ページをお開き願います。
(議案書の報告第1号を朗読)
今月の受理件数は10件で、すべて所有権移転であり、相続によるものが9件、遺贈によるものが1件となっております。なお、農業委員会によるあっせんの希望はございませんでした。
それでは10月分届出合計を読み上げて報告いたします。4ページをお開き願います。
(議案書を朗読して報告)
以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。
報告ではございますが、皆さんから何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。
なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。
どなたかございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長
(報告第 2 号)

次に、報告第 2 号「畑地化促進事業の要件確認に係る意見について」を事務局より報告願います。佐々木事務局長。

佐々木事務局長

議案書の 5 ページをお開き願います。
(議案書の報告第 2 号を朗読)

資料のナンバー1 をご覧願います。この件に関しましては、令和 5 年 9 月 27 日付けで、宮古地方農業再生協議会会長から、畑地化促進事業の要件確認に係る意見照会があったものでございます。

畑地化促進事業は、水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象として関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担等に要する費用を支援する事業でございます。

意見を回答するに当たりまして、地区担当推進委員に意見照会をいたしました。委員の意見を聴取した結果、意見なし及び畑地化に合意する旨の回答でございましたことから、令和 5 年 10 月 10 日付け農委第 67 号により宮古地方農業再生協議会会長に対しまして意見等を回答したものでございます。

回答内容につきましては、畑地化促進事業の要件確認に係る意見等回答書をご覧願います。1 の対象者への意見、畑地化の合意につきましては、対象者に対する意見はなし、畑地化に対しては合意、2 のその他意見につきましては、意見なしでございます。

なお、意見を聴取した地区担当推進委員でございますけれども、ナンバー 1 からナンバー4 までの対象者につきましては崎尾委員、ナンバー5 及びナンバー6 の対象者につきましては吉濱委員、ナンバー7 の対象者につきましては畠山委員、佐々木委員、小林委員の 3 名、ナンバー8 の対象者につきましては畠山委員、ナンバー9 の対象者につきましては戸花委員、ナンバー10 の対象者につきましては野尻委員、ナンバー11 からナンバー13 までの対象者につきましては澤田委員、ナンバー14 の対象者については中村委員でございます。

なお、参考資料といたしまして畑地化促進支援事業に係る交付申請予定農地一覧を添付しておりますので、後ほどご確認いただきますようお願いいたします。

報告につきましては以上でございます。

議 長

報告が終わりました。皆さんからお聞きしたいことがありましたらお受けいたします。何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長
(議案第 1 号)

次に、日程第 3、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。

それでは、付議番号 1 番について事務局より説明願います。小野寺次長。

小野寺次長

議案書の 6 ページをお開き願います。
(議案第 1 号を朗読)

それでは付議番号 1 番についてご説明いたします。所在図は 1 ページ、資

料はナンバー2の1でございます。

(議案第1号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

それでは資料をもとにご説明いたします。資料のナンバー2の1をご覧願います。

去る10月18日に月当番の飛澤会長、地区担当推進委員の後藤委員、事務局から私の3名で現地を確認いたしました。

2の権利移転の理由でございますが、譲受人は(1)規模拡大、譲渡人は②自作地無償所有権移転で、30その他の「農地を相続したが農業経営していないため、有効活用されるよう譲受人に譲渡するもの」でございます。裏面をご覧願います。

3の農地法第3条第2項及び第3項の該当状況につきましては、(1)の移動する権利の種類は移転、(2)の移動する農地または採草放牧地の区分は農地で自作地、(3)の農地法第3条第2項該当の有無につきましては、第1号から第6号まで該当する項目はなく、許可要件をすべて満たしております。

4、5及び7番の項目につきましても該当はなく、以上のことから6調査者の意見につきましては、条件なく許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の後藤委員は、異議がないとのことでございました。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、今月の月当番は私ですので、私から発言いたします。

ただ今の事務局の説明のとおりで問題なしと判断してまいりました。皆さんのご審議をよろしく願います。

議長

以上で説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終了いたします。

次に、付議番号2番について事務局より説明願います。小野寺次長。

小野寺次長

それでは付議番号2番についてご説明いたします。所在図は1ページ、資料はナンバー2の2でございます。

(議案第1号付議番号2番を議案書の朗読により説明)

それでは資料をもとにご説明いたします。資料のナンバー2の2をご覧願います。

去る10月18日に月当番の飛澤会長、地区担当推進委員の後藤委員、事務局から私の3名で現地を確認いたしました。

2の権利移転の理由でございますが、譲受人は(1)規模拡大、譲渡人は②自作地無償所有権移転で、30その他の「農地を相続したが農業経営していないため、有効活用されるよう譲受人に譲渡するもの」でございます。裏面をご覧願います。

3の農地法第3条第2項及び第3項の該当状況につきましては、(1)の移動する権利の種類は移転、(2)の移動する農地または採草放牧地の区分は農地で自作地、(3)の農地法第3条第2項該当の有無につきましては、第1号から第

6号まで該当する項目はなく、許可要件をすべて満たしております。

4、5及び7番の項目につきましても該当はなく、以上のことから6調査者の意見につきましては、条件なく許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の後藤委員は、異議がないとのことでございました。

以上で説明を終わります。

議 長

それでは、今月の月当番は私ですので、私から発言いたします。

ただ今の事務局の説明のとおりで問題なしと判断してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

以上で説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、議案第1号の審議を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議 長
(議案第2号)

次に、議案第2号「農地法の適用外証明願いについて」を議題といたします。付議番号1番について、事務局より説明願います。佐々木事務局長。

佐々木事務局長

議案書の7ページをお開き願います。

(議案書の議案第2号を朗読)

付議番号1番についてご説明いたします。所在図は2ページ、資料のナンバー3の1をご用意願います。

(議案第2号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー3の1をご覧願います。

10月18日に月当番の飛澤会長、地区担当推進委員の金澤委員、事務局の私で現地を確認しております。

1の適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。

2の他法令関連事項、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。

3の調査意見、結論でございますが、1の適用外証明の範囲の(4)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の金澤委員は、異議がないということございま

した。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議 長

それでは、私から発言いたします。

ただ今の事務局の説明のとおりでございます。問題なしと判断してまいりました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長

以上で説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終了いたします。

次に、付議番号2番について事務局より説明願います。佐々木事務局長。

佐々木事務局長

付議番号2番についてご説明いたします。所在図は3ページ、資料のナンバー3の2をご用意願います。

(議案第2号付議番号2番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー3の2をご覧願います。

去る10月18日に月当番の飛澤会長、事務局の私で現地を確認しております。なお、地区担当推進委員の畠山委員には10月20日に現地を確認していただいております。

1の適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。

2の他法令関連事項、農振地域整備計画との関連は、振興地域外で農用地区域外でございます。

3の調査意見、結論でございますが、1の適用外証明の範囲の(4)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の畠山委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議 長

私から発言いたします。

ただ今の事務局の説明のとおりでございます。問題なしと判断してまいりました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長

以上で説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号2番の審議を終了いたします。

次に、付議番号3番について事務局より説明願います。佐々木事務局長。

佐々木事務局長

議案書の8ページをお開き願います。
付議番号3番についてご説明いたします。所在図は4ページ、資料のナンバー3の3をご用意願います。
(議案第2号付議番号3番を議案書の朗読により説明)
資料のナンバー3の3をご覧願います。
10月18日に月当番の飛澤会長、地区担当推進委員の後藤委員、事務局の私で現地を確認しております。
1の適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。
2の他法令関連事項、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。
3の調査意見、結論でございますが、1の適用外証明の範囲の(4)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。
なお、地区担当推進委員の後藤委員は、異議がないということでございました。
説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議 長

私から発言いたします。
ただ今の事務局の説明のとおり問題なしと判断してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

以上で説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号3番の審議を終了いたします。
次に、付議番号4番について、事務局より説明願います。佐々木事務局長。

佐々木事務局長

付議番号4番についてご説明いたします。所在図は4ページ、資料のナンバー3の4をご用意願います。
(議案第2号付議番号4番を議案書の朗読により説明)
資料のナンバー3の4をご覧願います。
10月18日に月当番の飛澤会長、地区担当推進委員の後藤委員、事務局の私で現地を確認しております。
1の適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。
2の他法令関連事項、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。
3の調査意見、結論でございますが、1の適用外証明の範囲の(4)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。
なお、地区担当推進委員の後藤委員は、異議がないということでございま

した。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議 長

私から発言いたします。

ただ今の事務局の説明のとおり問題なしと判断してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

以上で説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号4番の審議を終わります。

以上で議案第2号の審議を終了いたしました。

これより、議案第2号「農地法の適用外証明願いについて」を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長
(議案第3号)

次に、議案第3号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を議題といたします。

付議番号1番について事務局より説明願います。小野寺次長。

小野寺次長

議案書の9ページをお開き願います。

(議案第3号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

議 長

説明が終わりました。

これより、質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

ないようですので、これで議案第3号の審議を終了しました。

これより、議案第3号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長

以上をもちまして、本日予定した日程のすべてを終了いたしました。
これをもちまして、第30回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。
ありがとうございました。

— 午後2時02分 閉会 —

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員会会議規程第30条第2項の規定により署名押印いたします。

令和 年 月 日

会 長 飛澤 教男

署名委員 畠山 一伸

署名委員 阿部 剛夫